

事務連絡
令和2年12月23日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）食品衛生担当課 御中

各都道府県水産物輸出主管部（局）担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課
農林水産省食料産業局輸出先国規制対策課
水産庁漁政部加工流通課

中国向け輸出水産食品に係る衛生証明書様式の変更について

標記については、「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」（農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別紙。以下「要綱」という。）により取り扱っているところです。

今般、中国政府からの要請により、来年1月1日からの衛生証明書の記載事項の追加等、衛生証明書様式の変更について協議を行っているところですが、要綱の改正等が終了するまでの間、下記のとおりのお取り扱いとしますので、御了知いただくとともに、貴管下関係事業者等への周知方よろしくお願ひします。

記

1. 新様式による衛生証明書の発行が開始されるまでの間は、現行の様式により発行された衛生証明書を貨物に添付することにより、中国側の輸入手続が可能であること。
2. 日中の当局間で様式の協議が整い、取り決めた日以降に、新様式による衛生証明書の発行を開始すること。